

図 13 施設種別合計ケア時間と要ケア度得点の散布図（児童養護施設）

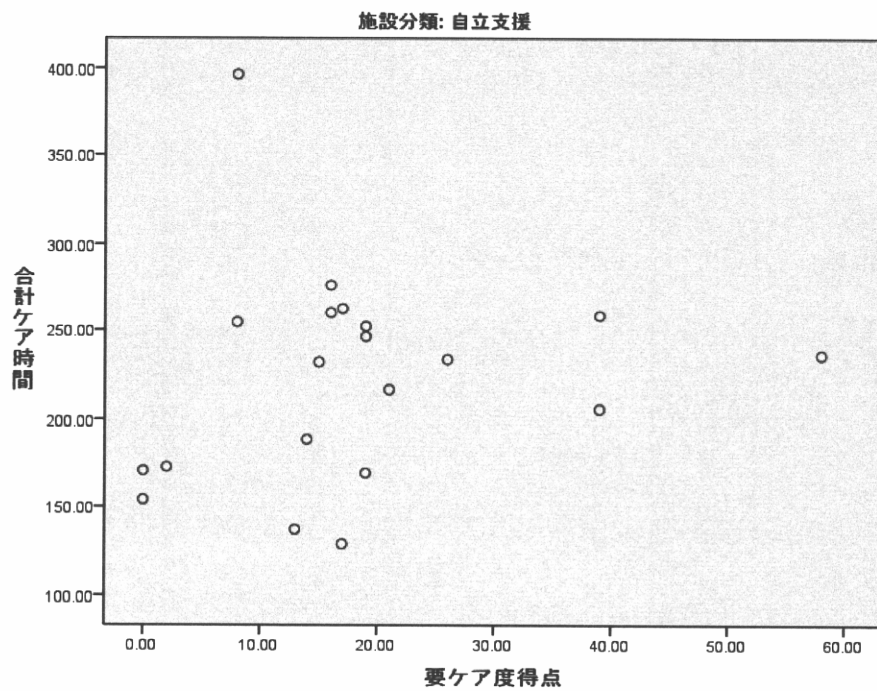


図 14 施設種別合計ケア時間と要ケア度得点の散布図（児童自立支援施設）

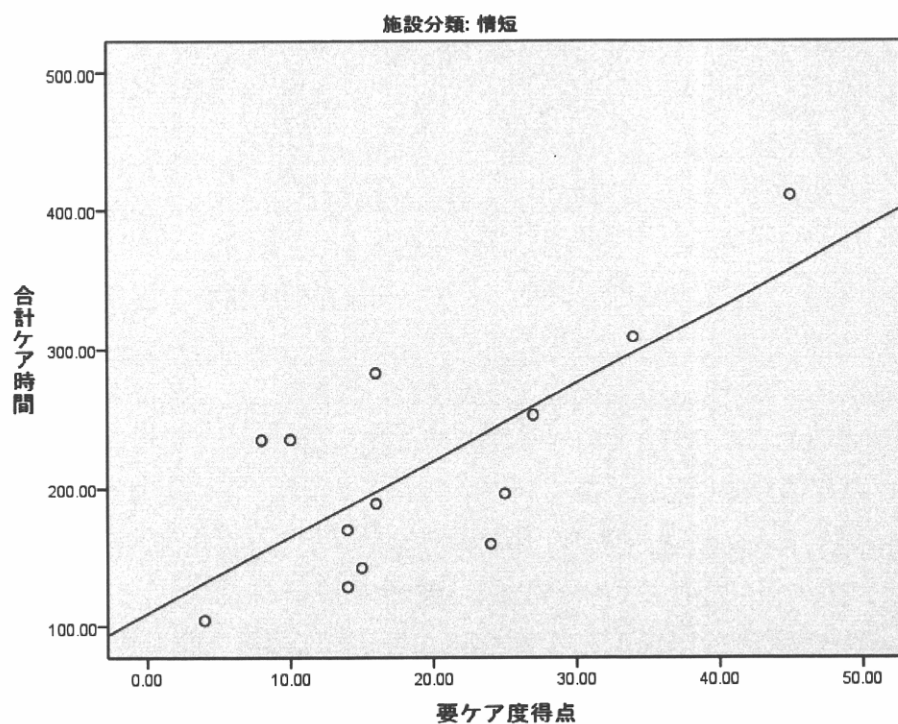


図 15 施設種別合計ケア時間と要ケア度得点の散布図（情緒障害児短期治療施設）

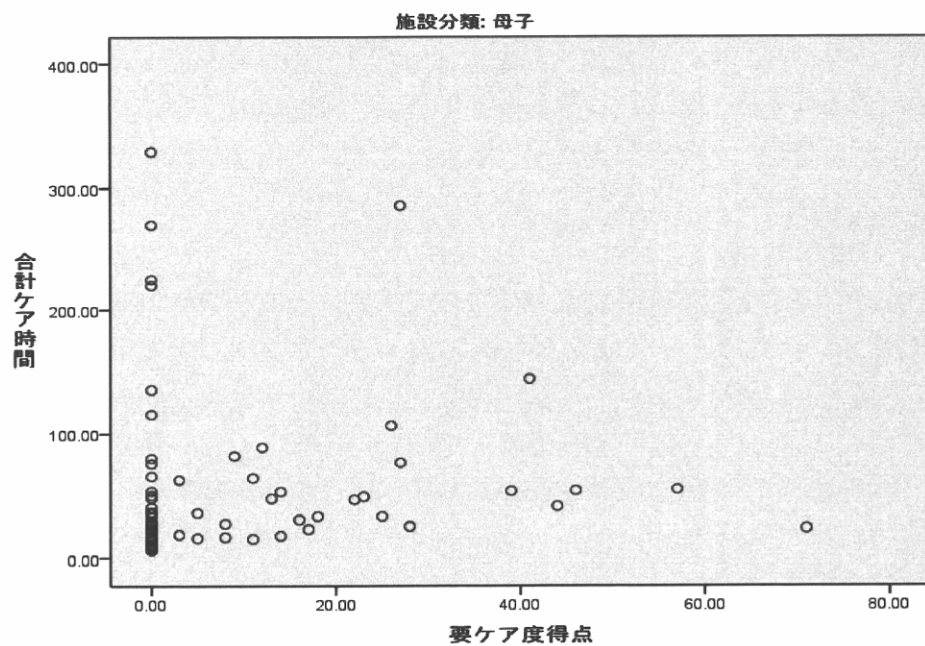


図 16 施設種別合計ケア時間と要ケア度得点の散布図（母子生活支援施設）

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告

わが国の要保護児童における障害等の類型化に基づいた要ケア度の開発とその妥当性の検証
-母子生活支援施設を対象として-

研究代表者 筒井 孝子 国立保健医療科学院

研究要旨：本研究では、社会的養護施設において実施された他計式 1 分間タイムスタディ調査データのうち、とくに母子生活支援施設におけるケア内容およびケア量に関する基礎的な分析を行った。

すでに社会的養護施設において要保護児童（母子生活支援施設においては、母親も含む）一人あたりに提供されたケア時間の平均は、乳児院が 318.0 分、児童自立支援施設 226.0 分、情緒障害児短期治療施設 188.7 分、児童養護施設 140.6 分の順であったことが、前稿の研究によって明らかにされている。しかし、母子生活支援施設は、調査手法が若干異なっており、また母親へのケア時間があるものの、要保護児童だけへのケア時間は 45.3 分と他施設と比較すると顕著に短かった。

そこで本研究では、第一に、母子生活支援施設において提供されていたケア内容とケア時間を明らかにすることである。第二に、要保護状態とされている児童や母親の障害の類型化に基づいた要ケア度を算出し、この得点と提供されたケア時間との関連性を検討する。第三に、要保護状態の母子の関係性に着目し、これらの関係性の良否を数量化し、この評価結果と提供されていたケア時間との関連性を明らかにすることを目的とした。

まず、平成 20 年度研究において、要保護児童における障害等を類型化した結果から開発された母子生活支援施設における要保護児童の要ケア度得点を算出した。次に、母親の障害等を類型化した結果から母親の要ケア度得点を算出する評価指標と母親と児童との関連性を評価するための評価指標（母子関係に関する問題得点）を新たに開発し、これらの 2 つの得点を算出した。これにより、これら算出された 3 種類の得点とケア時間の関連性を分析した。この結果、相関があったのは、「母親の要ケア度得点」、「母子関係に関する問題得点」であり、要保護児童との関連性は示されなかった。

これは、母子生活支援施設においては、要ケア度が高い母親は、母子の関係性の問題得点も高く、これが児童に悪影響を及ぼす可能性が示されたといえる。さらに本来、要保護児童に対して行われるべきケア時間が母親によって消費されたことによって児童に提供されなかった可能性が示された。これは、現状の施設機能において母親に対する情緒的サポートや社会適応への対応を支援する体制が不十分であることに起因している。今後は、母親へのケアについてのシステム整備と人材配置が求められると考えられた。

A. 研究目的

母子生活支援施設にはDVによる母子の入所をはじめ、精神的な課題を抱えるなど、心身の不安定な状態の母親、被虐待経験や発達障害の子どもなど、母子ともに自立困難な課題をもつ利用者の入所が近年、増加している。

このため社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書（平成19年11月22日）では、母子生活支援施設について「母親と子どもの関係性に着目した支援プログラムの研究を進める等の機能強化を図るほか、入所する子どもの状態に応じて児童相談所への適切な連絡を行う等、入所時や入所中の福祉事務所と児童相談所・婦人相談所との連携を強化する」とされており、

母子家庭の自立を総合的に支援していくためには、行政機関のみならず、医療機関・司法機関・就労支援機関・保育・教育機関などなど、多岐にわたる各機関との連携が必要になることが示されている。

母子生活支援施設は、母親とその子が共に保護の対象とされ、世帯としての福祉の向上を図ることが目指されている。また、平成10年の児童福祉法改正では、保護だけでなく、自立のための支援機能が強化され、「自立支援」が母子生活支援施設のキーワードとなっている。

一方、母子生活支援施設で保護されている母親において支援課題として職員が示したものとして母親による児童虐待は14.2%、母子関係の調整は38.2%、母親の養育技術は40.5%であるとされている¹⁾。

このように母子支援施設は、要保護児童とその母親の保護、そして、さらには、母子関係の調整という多様な機能が要求されている。

以上の結果から、本研究では、第一に、母子生活支援施設において提供されているケア内容とケア時間を明らかにする。第二に、要保護状態とされている児童や母親の障害の類型化に基づいた要ケア度を算出し、この得点と提供されたケア時間との関連性を検討する。第三に、要保護状態の母子の関係性に着目し、これらの関係性の良否を数量化し、この評価結果と提供されていたケア時間との関連性を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 調査の種類

1) 全母子生活支援施設で保護されている世帯に関する調査

平成20年3月に全国271の母子生活支援施設の入所世帯に対して悉皆調査を行った。現在の利用世帯について、基本情報・母親の状況・子どもの状況・暮らしと仕事・福祉事務所から示された入所前の支援課題と入所後に施設が把握した支援課題などについて調査した。なお調査票は施設の担当職員が記入した。

2) 母子生活支援施設の職員におけるケア内容およびケア時間に関する2日間タイムスタディ調査および7日間のタイムスタディ調査（自計式）

全母子生活支援施設からの抽出条件は以下の通りである。

- ① 入所率 70%以上、職員配置が手厚い施設で且つ、心理療法担当職員又は医師のいる施設を抽出対象とする。
- ② 本園と小規模分園の施設の中から 1 施設ずつ抽出する (計 2 施設)。
- ③ 施設内での世帯の選定は、手間のかかる世帯を優先的に選定する。

調査手法として採用した 1 分間タイムスタディ調査法は、母子生活支援施設で要保護児童および母親にケアを提供する職員に対して、自計式 1 分間タイムスタディ調査 (施設職員の業務量調査) 手法により 2 日間の調査に採用された。

その際に、これら職員からケアを提供されていた要保護児童および母親の基本属性、精神的、身体的状態、障害、疾病、就業の有無、退所の予定等に関する調査も同時に行っている。また、これらの児童へのアセスメント調査については、就学前・就学後の 2 種類が作成された。さらに母子生活施設の施設入所世帯に対しては、世帯状況を把握するための調査も実施した。

本研究で採用した他計式 1 分間タイムスタディ調査 (施設職員の業務量調査) は、施設に入所している要保護児童と母親に「どのようなケア」を「どのくらい」提供していたかを調査者が 1 分ごとに記録するという方法によって行われる。

この方法論を用いるために、昨年度、社会的養護施設における業務分類コードが開発されており、本調査では、収集されたデータは、すべてコード化され、数量化された。また、日常的なケアする職員は勤務が変則的になる場合、非常勤職

員によるケアも少なくないことから、これらの職員に対しては、この他計式 1 分間タイムスタディ調査実施日を含めた 2 日間の調査当日以外で児童に対して、医師や心理療法担当職員、家庭支援専門相談員といった専門職等が実施したケアを自計式で記録をするというタイムスタディ調査を 7 日間実施した (調査票およびケアコードについては、別添資料参照)。

3) 分析方法

全母子生活支援施設で保護されている世帯に関する調査基本属性等のデータから、欠損値を除いた母親 3,516 名、子 5,574 名分の基本属性、身体的・心理的問題、情緒・行動上の問題等の障害特性のデータを分析した結果を基に算出した要ケア度得点を用いた。

要保護児童、母親の要ケア度における配点は、調査から得られた障害特性に関する項目 (表 1) における回答結果から、無回答データを除外し、双対尺度法によって得点化を行った。

なお、要保護児童については、年齢階層別の分析を実施し、これらの回答傾向を分析した後に、得点化を行った。得点は、すべて 100 点満点に基準化した。ただし、児童の得点の基準化に際しては、年齢層に適合していない項目を除外し、年齢階層別 (3 歳未満、3 歳から 7 歳未満、7 歳から 16 歳未満、16 歳以上) の 4 群別に得点化した。

(倫理面への配慮)

国立保健医療科学院に設置される倫理審査委員会の認証を得た

(NIPH-TRN#08003)。データの使用に当たっては、特定の施設・個人が特定されないようにこれらの情報が削除されたデータを使用している。

C. 研究結果

1. 全母子生活支援施設で保護されている世帯に関する調査結果

(1) 基本属性等

母親の年齢は、30代が49.2%とほぼ半数を占め、次いで、40代24.2%、20代22.9%と続いていた。

退所の見込みは、「適当な住宅さえ見つければ、退所出来る」が22.8%と一番多く、「1年以内に退所見込み」17.2%、「3か月以内に退所見込み」11.4%と続いていた

就業状況は、「臨時・日勤・パート等」が57.4%を占め、次いで「未就業」24.8%、「常勤」17.8%と続いていた(表2)。

(2) 要ケア度得点の特徴

母親の要ケア度の平均得点は35.06点(SD±31.46)、母子の関係性の障害を現す平均得点は、28.15点(SD±35.65)、児童が8.14点(SD±11.94)と示され、全ての子供の得点は、児童養護施設の児童の平均得点よりも低く、要ケア度得点は、母親が高かった(表3、表4)。

また、母親と子供の得点のPearsonの相関係数は0.46で弱い相関がみられ、母子関係との相関も0.772と示された。

年齢階層別に母親の得点をみると、19歳以下42.96点、20～29歳37.45点、30～39歳34.69点と、年齢が低いほど高くなる傾向が示され、母子関係および子の

得点についても、同様の傾向が示された。世帯の属性と要ケア度得点との関係については、母親の年齢が29歳以下の平均得点は、30歳代、40歳代よりも有意に高く、年齢が若い母親に情緒・行動上の問題が大きいことがわかった。同様に母子の関係性に支障をきたしていることについても、年齢が若い母親において母子関係についても問題があることがわかった。また、子と母親の要ケア度の得点における変動係数を比較した結果、子のほうが大きく、ケアの必要性の個人差が母親よりもかなり大きいことがわかった(図1、図2)。

母親が常勤の場合の要ケア度の平均得点は、常勤雇用、非常勤、未就業となるに従って得点が有意に、上昇していた。これは母子関係の障害の得点においても同様の傾向を示していた(図3、図4)。

「適当な住宅さえあれば退所できる」と回答した母親の平均得点は、「末子が母子生活支援施設の年齢制限に達するまで退所困難」と回答した者の得点と比較するとかなり低かった(図5、図6)。

2. 母子生活支援施設におけるケア内容およびケア時間に関する他計式1分間タイムスタディ調査および7日間の自計式タイムスタディ調査の結果

(1) 母子生活支援施設で提供されていたケア内容別時間

母子生活支援施設においては、「大舎制のみ」が69.4分(範囲17.8-331.4分、標準偏差59.4)、「小規模グループケア有り」が32.2分(範囲6.1-285.9分、標

準偏差 35.1) と大舎制のみのほうがケア時間が長く、ばらつきも大きかった。

①要保護児童に提供されていたケア内容

要保護児童に提供されていたケア内容は、436 コード中 251 コード (57.6%) でかなり多くの種類のケアが提供されていた。

また、すべての要保護児童に提供されていたのは、25 種類のケアであり、「飲み物の用意・準備 (飲み物、コップ、ストロー等)」、「窓の開閉、居室の換気、温度・湿度調節、採光など調整、ライトやテレビのオン・オフ」、「カーテンの開閉」、「掃除 (各居室の掃除、ベッドの清掃、ごみ捨て、整理整頓)、掃除用具の準備・片づけ、家具等を移動させる」、「衣服、日用品整理、入れ替え、不要物品の整理、ロッカー・タンス等の整理・整頓、冷蔵庫の整理・管理等」、「遊びの見守り (一緒に遊びながら見守るを含む)」、「遊びの準備」、「遊具・おもちゃ等の後始末・片付け」、「定時の挨拶、声かけ」、「施設行事 (誕生会・クリスマスパーティ・遠足、防災訓練・避難訓練等) の計画・準備、行事記録、写真・資料整理、広報資料作成」、「施設外資源との連絡、対応 (子ども家庭支援センター、保健所、障害者生活支援センター、少年院、アルバイト先、学習塾、その他地域活動 (子育て相談、子供会やPTA) 等)」、「児童に関する職員間の連絡・指示・調整」、「児童に関する記録、書類作成など」、「書類の整理」、「勤務表、日課表など作成」、「その他管理業務など」、「施設運営に関する会議、資料作成等」、「施設の庶務業務」、「会計

事務・会計処理業務」、「設備・機器関係業者等への連絡・調整」、「その他施設運営に係わる対応等」、「設備 (防災設備含む)・機器 (ベッドセンサー、除湿機、加湿器、扇風機等々) の保守・管理、遊び用具の安全点検・管理、パソコンの修繕・管理」、「職員室の整理・清掃」、「共有部分の整理・清掃、園庭の整備、屋外の整理・清掃、樹木の剪定、花壇の整備、芝刈り、草むしり」、「施設見学者、来客者、寄付者・後援者対応」であった (表 5)。

②要保護児童へのケアにおいて、ケア時間が長かったケア

ケア提供時間は平均 43.3 分であった。このうち、発生率は低いケア時間が長かった内容は、これは 1 名を対象としているため事例的なデータとなるが、「入学 (園) 式、卒業 (園) 式への出席」54.7 分 (N=1)、「外出の付き添い、買い物の付き添い」39.7 分 (N=1)、「病児の看護」24.1 分 (N=5)、「入院の付き添い」21.4 分 (N=1)、「就職に係わる事務手続きの支援・相談、就職に関する情報収集」18.7 分 (N=1) といった入学式の付添、病児の看護等の母親の代替としてのケアと母親の就労支援であった。

このほかで「通院の付き添い、予防注射摂取の付き添い」18.1 分 (N=3)、「就寝時・午睡時の添い寝」9.0 分 (N=10)、「ミルク摂取介助 (授乳後の排気含む)」6.2 分 (N=1)、「ミルクの後始末、片付け」5.4 分 (N=1)、「抱っこ、ひざにのせる、おんぶする (移動目的を伴わない)」5.2 分 (N=47) であった。これらのケアもまた母親の子供に対する養育の代替となる

ものとなっていた（表6）。

②母親に提供されていたケア内容

母親には、平均 48.8 分が提供され、子どもの平均 43.3 分よりも長い傾向があった。

ケアの内容としては、436 種類のケアのうち、186 種類が提供され、種類としては 43.3%のケアが発生していた。

すべての母親に提供されていたケアは、「飲み物の用意・準備（飲み物、コップ、ストロー等）」、「窓の開閉、居室の換気、温度・湿度調節、採光など調整、ライトやテレビのオン・オフ」、「カーテンの開閉掃除（各居室の掃除、ベッドの清掃、ゴミ捨て、整理整頓）、掃除用具の準備・片づけ、家具等を移動させる」、「衣服、日用品整理、入れ替え、不要物品の整理、ロッカー・タンス等の整理・整頓、冷蔵庫の整理・管理等」、「遊びの見守り（一緒に遊びながら見守るを含む）」、「遊びの準備」、「遊具・おもちゃ等の後始末・片付け」、「定時の挨拶、声かけ」、「施設行事（誕生会・クリスマスパーティ・遠足、防災訓練・避難訓練等）の計画・準備、行事記録、写真・資料整理、広報資料作成」、「施設外資源との連絡、対応」、「児童に関する職員間の連絡・指示・調整」、「児童に関する記録、書類作成など」、「書類の整理」、「勤務表、日課表など作成」、「その他管理業務など」、「施設運営に関する会議、資料作成等」、「施設の庶務業務」、「会計事務・会計処理業務」、「設備・機器関係業者等への連絡・調整」、「その他施設運営に係わる対応等」、「設備（防災設備含む）・機器（ベッドセンサー、除

湿機、加湿器、扇風機等々）の保守・管理、遊び用具の安全点検・管理、パソコンの修繕・管理」、「職員室の整理・清掃」、「共有部分の整理・清掃、園庭の整備、屋外の整理・清掃、樹木の剪定、花壇の整備、芝刈り、草むしり」、施設見学者、来客者、寄付者・後援者対応」という 25 種類のケアであった（表7）。

④ 母親へのケアで提供時間が長かったケア

「診察・健診の同行及び送迎」25.9 分（N=4）、「役所等への公的機関への同行・代行・車での送迎支援」19.5 分（N=6）、「入所オリエンテーション」14.9 分（N=4）、「入院の付き添い」13.6 分（N=1）、「面会・来所（職員の立会い含む）」7.6 分（N=2）、「資格取得や職業訓練学校の情報提供、指導・相談」7.6 分（N=1）、「子育てについての指導・相談」6.8 分（N=56）、「夫との関係についての指導・相談」6.5 分（N=12）、「日常生活についての指導・相談」5.6 分（N=63）、「退所手続きの支援」5.5 分（N=4）であった。これらのケアの多くは、入院や病院への送迎を除くと、そのほとんどが相談であった（表8）。

⑤ 世帯単位に提供されていたケア

436 種類のケアのうち、289 種類、全体の 66.2%のケアが提供されていた。このうち、すべての母子世帯に提供していたケアは、「飲み物の用意・準備（飲み物、コップ、ストロー等）」、「窓の開閉、居室の換気、温度・湿度調節、採光など調整、ライトやテレビのオン・オフ」、「カーテ

ンの開閉)、「掃除(各居室の掃除、ベッドの清掃、ごみ捨て、整理整頓)、掃除用具の準備・片づけ、家具等を移動させる」、「衣服、日用品整理、入れ替え、不要物品の整理、ロッカー・タンス等の整理・整頓、冷蔵庫の整理・管理等」、「遊びの見守り」、「遊びの準備」、「遊具・おもちゃ等の後始末・片付け」、「定時の挨拶、声かけ」、「施設行事(誕生会・クリスマスパーティ・遠足、防災訓練・避難訓練等)の計画・準備、行事記録、写真・資料整理、広報資料作成」、「施設外資源との連絡、対応」、「児童に関する職員間の連絡・指示・調整」、「児童に関する記録、書類作成など」、「書類の整理」、「勤務表、日課表など作成」、「その他管理業務など」、「施設運営に関する会議、資料作成等」、「施設の庶務業務」、「会計事務・会計処理業務」、「設備・機器関係業者等への連絡・調整」、「その他施設運営に係わる対応等」、「設備(防災設備含む)・機器(ベッドセンサー、除湿機、加湿器、扇風機等々)の保守・管理、遊び用具の安全点検・管理、パソコンの修繕・管理」、「職員室の整理・清掃」、「共有部分の整理・清掃、園庭の整備、屋外の整理・清掃、樹木の剪定、花壇の整備、芝刈り、草むしり」、「施設見学者、来客者、寄付者・後援者対応」の25種類のケアであった(表9)。

⑥ 世帯単位に提供されていたケア時間

提供時間が長かったケアとしては、「入学(園)式、卒業(園)式への出席」54.7分(N=1)、「外出の付き添い、買い物の付き添い」39.7分(N=1)、「診察・健診

の同行及び送迎」25.9分(N=4)、「病児の看護」20.1分(N=6)、「役所等への公的機関への同行・代行・車での送迎支援」19.5分(N=6)、「就職に係わる事務手続きの支援・相談、就職に関する情報収集」18.7分(N=1)、「通院の付き添い、予防注射摂取の付き添い」18.1分(N=3)、「入院の付き添い」17.5分(N=2)、「入所オリエンテーション」14.9分(N=4)、「就寝時・午睡時の添い寝」9.0分(N=10)といったケアで、世帯単位としてのケアも要保護児童、母親単独へのケアにもほとんど違いはなかった(表10)。

D. 考察

1. 母子生活支援施設における母親と児童及び母子関係における要ケア度得点と基本属性との関係

母親の平均要ケア度得点は35点で、年齢が20歳代では、平均37点と他の年齢階層よりも有意に得点が高く、母子の関係性の障害の得点も若年層が高かった。

児童の得点の平均値は、8.14点で児童養護施設に入所している児童の平均得点11.94点よりもかなり低く、重大な問題を抱えているのは、母親であり、児童はケアを必要としない状況であることが推察された。

しかし、母子生活支援施設では、母親は児童と共に生活をしていることから、母親の要ケア度が高くなることによって、母子の関係性を悪化させ、児童の要ケア度の得点を悪化させる可能性が示された。

2. 要ケア度と就業状況、退所見込みとの

関係

「住宅が確保されれば、退所できる」と回答した世帯の平均得点は 24.8 点で、全体の 17.7%を占めていた。また母親が常勤者の平均得点は 24.13 点であった。

この結果からは、要ケア度の得点のカットオフポイントは、概ね 25 点と仮定できる可能性が示された。ここをカットオフ値とできれば、退所や就業推進のひとつのメルクマールとして、自立支援の際に利用できることとなり、母子生活支援施設におけるケアの終結条件に利用できる可能性がある。

3. 「子ども」に対するケアの在り方

母子生活支援施設は、児童福祉施設であることから、母親の問題が深刻で、これをケアするために、子どもに対するケアが不十分となっている実態は、大きな問題といえる。

1 分間タイムスタディ調査によって示された職員によるケアの多くは母親の代替であった。現実的に母親がいるにも関わらず、役割を果たし得ない、あるいは、母親の存在が悪影響を与えるためにケアが発生しているという状況となっていることが推察された。

しかし、昨今、よく利用される「子どもの貧困率」（これは、世帯の所得が貧困線以下である子どもの比率^{注1}）という視点からみると、日本では、ひとり親世帯（その大半が母子世帯）は、就労している世帯の割合が国際的にみて極めて高水準であるにもかかわらず、貧困率が高いということである。

これは、図 7 のように、日本の労働市場において賃金の男女間格差が大きいいため、母子世帯の貧困率が高いため、結果的にひとり親家庭の子どもの貧困率が高いことを示しているものと考えられる。

厚生労働省が母子世帯を対象として実施している「全国母子世帯等調査」によれば、2005 年度調査では母子世帯の年間所得は 213 万円であったが国民生活基礎調査から、「児童のいる世帯」の年間所得をみると、2005 年度は 718 万円で、相当の差があることがわかる。

母子生活支援施設において就労支援が行われ、これに関する母親へのケア時間は、本調査の結果からは、わずか 1 名に提供されていた「資格取得や職業訓練学校の情報提供、指導・相談」7.6 分であった。

こういった自立支援施策としては、たとえば「母子家庭自立支援給付金事業」があるが、この中の「高等技能訓練促進事業」は「看護師等経済的自立に効果的な資格を取得すべく、2 年以上、養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給する」事業など、支給期間は修業期間の最後の 1/3 の期間（上限 12 か月）とされ、この措置は国の平成 20 年度第二次補正予算で、支給期間は修業期間の最後の 1/2 の期間（最長 18 か月）に延長された。

このような支援策が母子生活支援施設で効果的に実施されているのかについては、さらに十分な検討が必要であるが、児童福祉施設である母子生活支援施設の職員が母親の就労支援をどの程度、行うべきかといった、他の職種や機関との業

務分担についてもより一層の吟味が必要ではないかと考えられた。

いずれにしても母子生活支援施設は、児童福祉法に規定されている「児童福祉施設」であることから、優先すべき支援は、「子どもの福祉」となるが、施設の実態は、必ずしも、これに対応しているとはいえないようである。

平成 17 (2005) 年 3 月全国母子生活支援施設協議会が発行した「母と子の権利擁護の生活の拠点を目指して」では、母子生活支援施設の機能を整理し、「施設で生活する母子家庭等」を対象として「生活と権利擁護の拠点」をベースに掲げている。

この提言には、母子生活支援施設利用者のみではなく、地域のひとり親支援をも視野に入れていたものとなっているが、「施設で生活する母子家庭等」については、具体的機能の柱として、次の 7 点が示されていた。第 1 に、「癒しを得ることができる生活環境」を掲げ、第 2 に「相談機能」、第 3 に「生活支援と生活に関するスキルの向上支援」、第 4 に「子育て支援と子どもへの支援」、第 5 に「健康維持のための支援」、第 6 に「就労支援」、第 7 に「危機対応」、第 8 に「アフターケア」とされている。

これら 7 機能において、厳密に要保護児童へのケアと言える内容は、どの機能となるのだろうか。いずれの機能においても母親を主体とし、母親が安定し、就労することで、児童の福祉の向上が図られるという原則が貫かれているものと推察された。

しかし、この母親の問題の解決による

当該児童の福祉の向上というロジックは、母親が問題を解決しない限り、児童の福祉の向上が図られないというリスクをはらんでいる。

現在、母子生活支援施設に入所している母親集団の中には、DV の被害者もいれば 20 歳代の若い母親、あるいは、知的、精神的な問題を抱えた母親、情緒・行動上の問題を抱えた母親など、母親が抱える問題が多様で、このためその対応するケア方法が異なることが明白な集団が雑居している形態となっている。

こういった多様な集団へのケア支援体制は、いずれの特徴をもった集団にも対応できる、あるいは無関係に児童に対しては十分なケアができるという体制となっているわけではなく、いずれの母親集団に対しても、また児童集団に対しても、適切なケアが提供しにくい体制となっている可能性がある。

統計的な有意差は示されなかったが母親は、平均 48.8 分、児童は、平均 43.3 分と母親のほうが長い傾向があった。このことは母子生活支援施設が現行では、母親を支援するためのケアがひいては、児童へのケアであるという考えに立脚しているものと推察された。

このため本来、情緒的サポートと社会適応への対応がより多く必要である児童も存在するものと推察されるが、母親が表出する問題への解決が優先されることによって、児童自らに必要なケアは提供されていない可能性があることが示されたことは重要であろう。

E. 結論

本研究では、全国すべての母子生活支援施設に入所する全世帯の母子の基本属性やケアに関わる問題等の調査結果を基礎とし、とくに母と児童を分け、それぞれの要ケア度得点を算出することにより、母子生活支援施設における母親と子のケアの必要性を数量的に把握する方法論を示した。

これらの結果からは、母子世帯における母親と児童のケアの必要性が独立していること、とくに児童の要ケア度は、母親の要ケア度と母子関係の問題に影響を受けており、児童にとって十分なケアが提供されにくいケア支援体制となっていることが推察された。

この問題を解決するためには、施設入所に際してのスクリーニング手法への検討が必要であることと、入所する母親の状態と必要とされるケアや支援方法の違いによって、母子生活支援施設自体を対象別に分化させるといったことも含めた新たな施設形態を検討し、本来の意味での児童の福祉の向上につながる施設として整備していくことが必要ではないかと考えられた。

注) 国民の経済格差を表す指標の一つとなる「貧困率」は2006年は15.7%で1997年以降で最悪の水準とされており、子供の貧困率は14.2%だった。そもそも貧困線とは、世帯の可処分所得（各種の所得に社会保障給付金を加え、そこから社会保険料や税金を差し引いたもの）を、世帯員数による差を考慮して調整した「等価可処分所得（一人あたり世帯所得）」にし、その中央値の50%を割り出すという

ものであり、昨今、国際的な視点による評価には良く用いられている指標である。また貧困率は全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して高い順から低い順に並べた場合に中央となる人の所得（中央値）の半分に満たない人の割合として示される数値である。「子供（17歳以下）の貧困率」は、全体の中央値の半分に満たない子供の割合となるが、3年に1度実施している国民生活基礎調査結果から算出した結果、全体の貧困率は97年が14.6%、00年が15.3%、03年が14.9%。子供の貧困率は97年が13.4%、00年が14.5%、03年が13.7%だったが、前述したように2006年は、14.2%と若干、上昇している。経済協力開発機構（OECD）公表の貧困率は、2000年代半ばの比較で、日本（14.9%）は、加盟30カ国平均（10.6%）を上回り、メキシコ（18.4%）、トルコ（17.5%）、米国（17.1%）に次いで4番目に高かった。さらに、子どものいる世帯のなかでも、どのような世帯の貧困率が高いかということについては、同じくOECDデータからは、日本のひとり親世帯の子どもの貧困率が57.3%と突出して高いことがわかっている。

F. 参考文献

- 1) 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書. 社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究報告（報告書概要），財団法人子ども未来財団. 平成21年3月，P17

2) 日本経済新聞(2009年10月21日)

G. 健康危険情報

該当なし。

H. 研究発表

筒井孝子, 東野定律, 大塚賀政昭,
山内康弘, 松繁卓哉. 母子生活支援
施設入所者におけるケアの必要性を
測定する尺度(要ケア度)の開発.
第68回日本公衆衛生学会総会, 奈良,
2009.10.21-23.

I. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。

表1 調査に用いられた情緒・行動上の問題項目

項目番号	項目名
母親	
q01	家事能力の不足、家事への負担感(掃除、洗濯、食事作り、栄養管理等健康保持を含む)
q02	生活リズムの乱れ(昼夜逆転、極端な夜更かし、不規則な食事等)
q03	計画的な消費など金銭管理(借金、多重債務、金銭感覚の欠如等)
q04	書類の理解、作成等識字に関する課題(園や学校のプリントを読めない、役所の書類が理解できない)
q05	言葉、生活文化の違い等による課題
q06	生育歴に依拠するもの(被虐待歴、親に愛されなかった思い、親への拒否感、望まない妊娠・出)
q07	慢性疾患や障害(日常生活に支障を及ぼす程度の慢性疾患、身体虚弱、知的障害、身体障害、)
q08	不定愁訴など心理面での訴え(不眠、偏頭痛等を含む)
q09	依存傾向(アルコール・薬物への依存、ギャンブル、買い物依存等)
q10	自傷行為(リストカット、自殺未遂等)
q11	摂食障害傾向(拒食、過食、異食)
q12	抑うつ傾向(継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等)
q13	性格上の問題(攻撃的、衝動的、共感性の不足、自己中心的、虚言癖等)
q14	精神状態(育児ノイローゼ、引きこもり、脅迫的な行動等)
q15	対人コミュニケーション上の問題(集団不適応、被害感、思い込みが激しい、対人関係ストレス等)
母子関係項目	
q01	子どもへの愛着形成の困難(かわいいと思えない、受容できない、無関心等)
q02	育児・養育力(知識)の不足(発達の理解不足、離乳食の作り方・入浴のさせ方の無知・事故が多い)
q03	虐待傾向(虐待及び厳しい体罰、罵声、病院に連れて行かない、健診・予防接種未受診等)
q04	密着、抱え込み状態(子どもの行動束縛、親戚付き合いや友達との交流をさせない、過保護・過干渉)
q05	価値観の強要(子どもより自分の欲求を優先、自分の価値観を押し付ける等)
q06	母子の逆転(子どもへの過度の依存、子どもが母親に命令する等)
児童	
q01	自閉的傾向(人に対して反応しない、視線が合わない等)
q02	養育者との関係性(なつかない、過度の反抗、養育者への暴力等)
q03	注意欠陥・多動傾向(落ち着かない、過度の注意散漫等)
q04	反社会的行動傾向(いじめ、過度なけんか、嘘、性的問題、窃盗等)
q05	抑うつ傾向(継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等)
q06	学習障害傾向(特異的な読み書き・計算の問題)
q07	物質使用(アルコール、タバコ、薬物等)
q08	自傷行為(抜毛、頭打、リストカット、自殺未遂等)
q09	集団不適応(不登校、学校等でのいじめられ、孤立、反抗等)
q10	社会的引きこもり(長期にわたる外出拒否)
q11	排泄問題(夜尿、遺糞など)
q12	摂食障害傾向(拒食、過食、異食など)
q13	睡眠問題(不眠、過眠など)
q14	言語能力の発達遅延・障害
q15	知的障害
q16	施設内における他児へのいじめ
q17	施設内における他児からのいじめ

表2 調査対象世帯の属性

		N(人)	%
年齢 (N=3518)	19歳以下	23	0.7
	20歳代	805	22.9
	30歳代	1729	49.2
	40歳代	850	24.2
	50歳以上	109	3.1
	合計	3516	100.0
入所理由 (N=3518)	夫などからの暴力	1554	44.2
	児童虐待	50	1.4
	入所前の環境の不適切	307	8.7
	母親の心身の不安定	101	2.9
	職業上の理由	8	0.2
	住宅事情	740	21.0
	経済事情	627	17.8
	その他	129	3.7
	合計	3518	100.0
生活保護受給 (N=3528)	あり	1350	38.3
	なし	2178	61.7
	合計	3528	100.0
母親の就業状況 (N=3523)	常勤	627	17.8
	臨時・日勤・パート等	2017	57.4
	未就業	873	24.8
	合計	3517	100.0
未就業の理由 (N=876)	講習・学校等に通って就業準備中	58	6.6
	乳幼児等の世話	99	11.3
	疾病・虚弱	114	13.0
	精神的・身体的な障害	228	26.0
	児童に障害・疾病がある	19	2.2
	求職中	207	23.6
	就労意欲がない・就労習慣がない	84	9.6
	その他	67	7.6
	合計	876	100.0
退所の見込み (N=3454)	3か月以内に退所見込み	394	11.4
	1年以内に退所見込み	595	17.2
	適当な住宅さえあれば退所できる	789	22.8
	末子が年齢制限に達するまで退所困難	343	9.9
	その他	1333	38.6
	合計	3454	100.0

表3 母親・母子関係における情緒・行動上の問題の基準化得点

	N(人)	平均値	標準偏差
情緒行動上の問題得点(母親)	3532	35.06	31.46
情緒行動上の問題得点(母子)	3527	28.15	35.65

表4 母子生活支援施設入所世帯の児童と児童養護施設入所児童の情緒・行動上の問題の基準化得点の比較

	N(人)		平均得点		標準偏差	
	母子児童	児童養護	母子児童	児童養護	母子児童	児童養護
合計	5,574	24,821	8.14	11.94	13.90	15.37
3歳未満	244	240	9.43	7.14	15.63	13.90
3歳～7歳未満	880	4,140	9.00	12.26	12.92	17.73
7歳～16歳未満	3,488	15,567	8.66	11.86	14.17	14.45
16歳以上	962	4,874	5.14	12.16	12.88	16.07

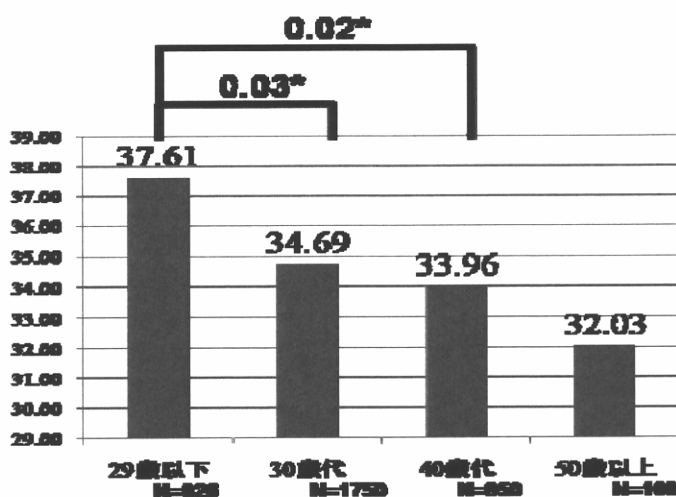


図1 年齢区分別母親の情緒・行動上の問題の基準化得点の平均値の比較

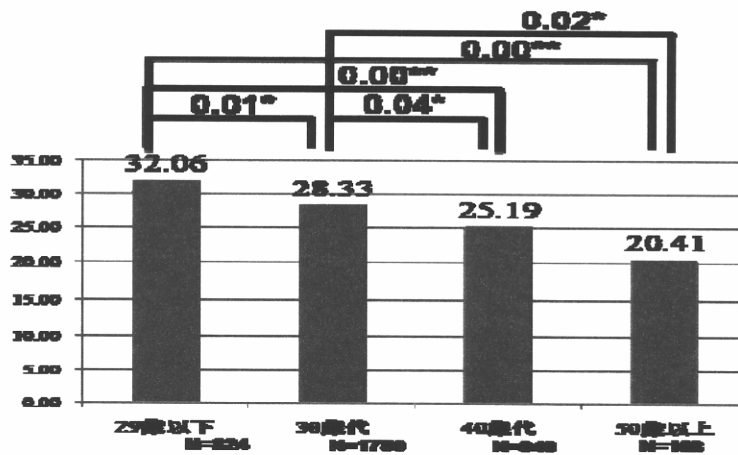


図2 年齢区分別母子関係の情緒・行動上の問題の基準化得点の平均値の比較

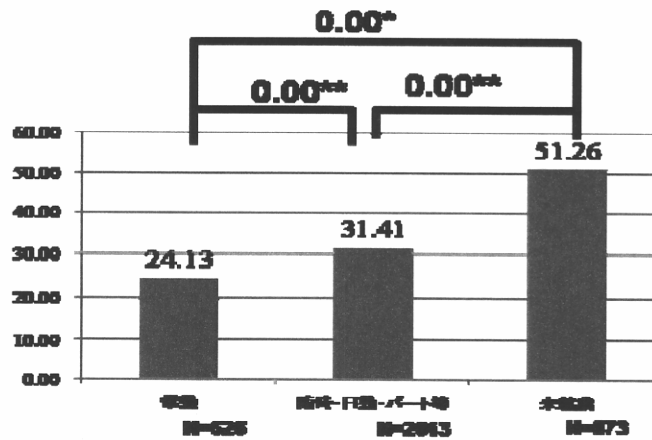


図3 就業状況別母親の情緒・行動上の基準化得点の平均値

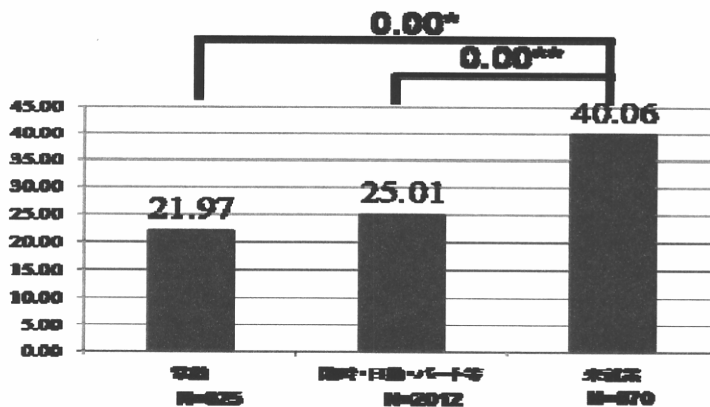


図4 就業状況別母子関係の情緒・行動上の基準化得点の平均値

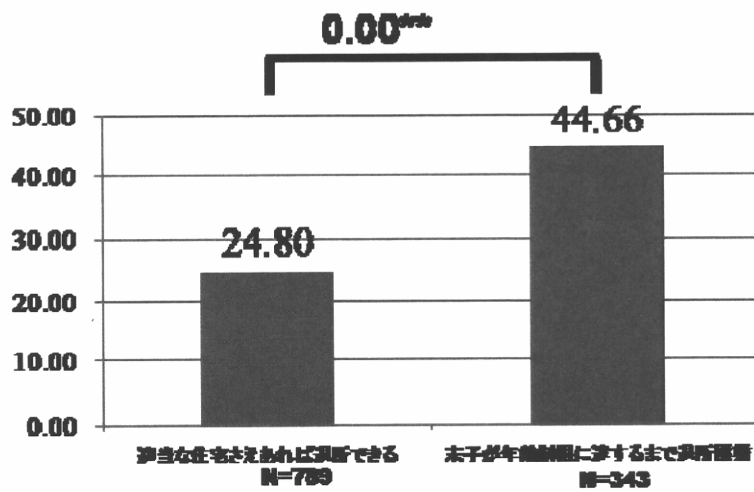


図5 退所見込み別母親の情緒・行動上の基準化得点の平均値

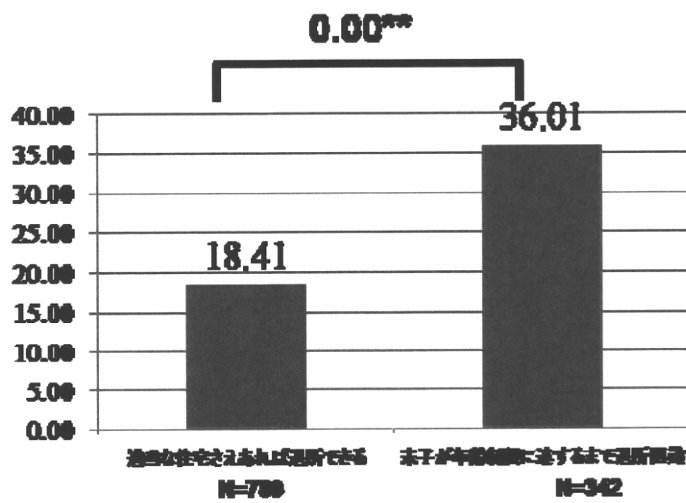


図6 退所見込み別母子関係の情緒・行動上の基準化得点の平均値

表5 母子生活支援施設で母親に提供されたケア内容別発生率上位 50

		発生率	度数
1	飲み物の用意・準備（飲み物、コップ、ストロー等）	100.0	113
2	窓の開閉、居室の換気、温度・湿度調節、採光など調整、ライトやテレビのオン・オフ	100.0	113
3	カーテンの開閉	100.0	113
4	掃除（各居室の掃除、ベッドの清掃、ごみ捨て、整理整頓）、掃除用具の準備・片づけ、家具等を移動させる	100.0	113
5	衣服、日用品整理、入れ替え、不要物品の整理、ロッカー・タンス等の整理・整頓、冷蔵庫の整理・管理等	100.0	113
6	遊びの見守り（一緒に遊びながら見守るを含む）	100.0	113
7	遊びの準備	100.0	113
8	遊具・おもちゃ等の後始末・片付け	100.0	113
9	定時の挨拶、声かけ	100.0	113
10	施設行事（誕生会・クリスマスパーティ・遠足、防災訓練・避難訓練等）の計画・準備、行事記録、写真・資料整理、広報資料作成	100.0	113
11	上記以外の施設外資源との連絡、対応（子ども家庭支援センター、保健所、障害者生活支援センター、少年院、アルバイト先、学習塾、その他地域活動（子育て相談、子供会やPTA）等）	100.0	113
12	児童に関する職員間の連絡・指示・調整	100.0	113
13	児童に関する記録、書類作成など	100.0	113
14	書類の整理	100.0	113
15	勤務表、日課表など作成	100.0	113
16	その他管理業務など	100.0	113
17	施設運営に関する会議、資料作成等	100.0	113
18	施設の庶務業務	100.0	113
19	会計事務・会計処理業務	100.0	113
20	設備・機器関係業者等への連絡・調整	100.0	113
21	その他施設運営に係わる対応等	100.0	113
22	設備（防災設備含む）・機器（ベッドセンサー、除湿機、加湿器、扇風機等々）の保守・管理、遊び用具の安全点検・管理、パソコンの修繕・管理	100.0	113
23	職員室の整理・清掃	100.0	113
24	共有部分の整理・清掃、園庭の整備、屋外の整理・清掃、樹木の剪定、花壇の整備、芝刈り、草むしり	100.0	113
25	施設見学者、来客者、寄付者・後援者対応	100.0	113

26	職員の移動	100.0	113
27	業務に際しての更衣（職員の着替え）	100.0	113
28	食事・休憩（職員自身の食事、休憩、トイレ、喫煙等）	100.0	113
29	私用（電話、外出、職員同士の私的会話・連絡事項、職員同士の挨拶等）	100.0	113
30	定時の挨拶、声かけ	93.8	106
31	会話・雑談する（個人・複数人数）	92.9	105
32	学校の先生との連絡、登校（登園）の確認連絡	85.0	96
33	食事の準備（配膳、台拭き、コップ、お茶の用意、エプロン、手拭タオルなど）	83.2	94
34	送迎中の車の運転	83.2	94
35	学習準備（ノートや鉛筆、教材など必要物品の準備）	83.2	94
36	学習教材などの片付け	83.2	94
37	職員会議、児童ケア以外の会議など	83.2	94
38	備品・消耗品などの注文・管理、処分	82.3	93
39	実習生・ボランティアへの指導	82.3	93
40	福祉事務所との連絡	78.8	89
41	児童のケアに関する会議、ケースカンファレンス、指導員会議、家庭関係調整会議など	78.8	89
42	児童の掃除指導	66.4	75
43	抱える、抱き上げる、背負っての移動	65.5	74
44	室内・園庭・公園での遊びを指導・実施させる、遊びの指導（遊具の使い方、ルールの指導、安全指導、片付け）	65.5	74
45	学習プリントの作成、回答結果の添削	65.5	74
46	施設外行事（地域子ども会・町内子供祭り等）の計画・準備、行事記録、写真・資料整理、広報資料作成	65.5	74
47	浴室準備	61.1	69
48	シャワー、湯船の温度調整、水位・残留塩素のチェック	61.1	69
49	浴室整備（浴室・浴槽の清掃、洗浄など）、風呂場・洗面道具等の片付け	61.1	69
50	広報活動（施設内・施設外）	61.1	69